

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月10日提出
【計算期間】	第3期（自 2024年6月11日 至 2025年6月10日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2022-05
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

当ファンドの信託金の上限は、1,000億円とします。

<ファンドの特色>

1 ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券^{*1}（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資^{*2}し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

^{*1} ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

^{*2} 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

^{*3} ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

^{*4} 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2 ファンドは国際分散投資戦略指数Ⅱの収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

●国際分散投資戦略指数Ⅱは、アセットマネジメントOne株式会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクが共同開発した独自の計量モデルに基づき算出されます。

●国際分散投資戦略指数Ⅱは、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）で構成されます。

●国際分散投資戦略指数Ⅱは目標リスク水準を年率3%程度とします。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

●ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。

・固定クーポンは、每期一定水準支払われます。

・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の国際分散投資戦略指数Ⅱの1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）^{*6}にほぼ連動する水準^{*7}に決定します。

^{*5} 運用開始基準日は2022年6月1日です。

^{*6} 1年当たりの収益率はファンド決算日の3～4週間程度前に決定します。

^{*7} 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

3 ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等^{*8}を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

^{*8} 信託報酬（成功報酬を含む）およびその他の費用等です。

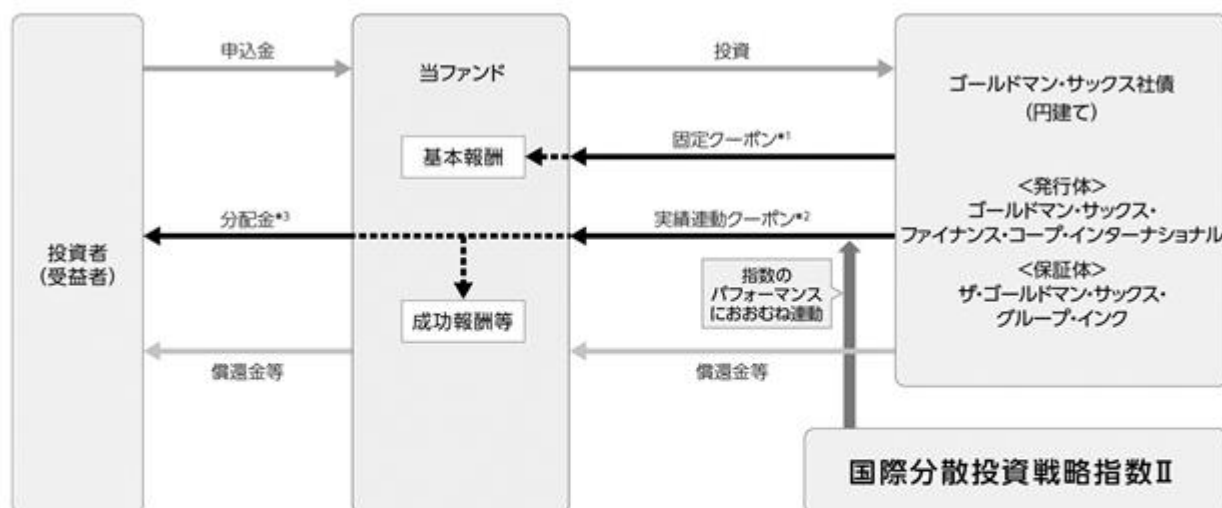
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

●当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則で定める比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み



*1 固定クーポンは、基本報酬に充当することをめざします。

*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数IIの1年当たりの収益率(累積収益率を経過年数で割った率)にほぼ連動する水準に決定します。運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数IIの累積収益率がマイナスの場合は実績連動クーポンはゼロになります。その場合、分配金は支払われません。

*3 分配金はおおむね実績連動クーポンから成功報酬等を差し引いた額になります。ただし差引後の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。

※図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。

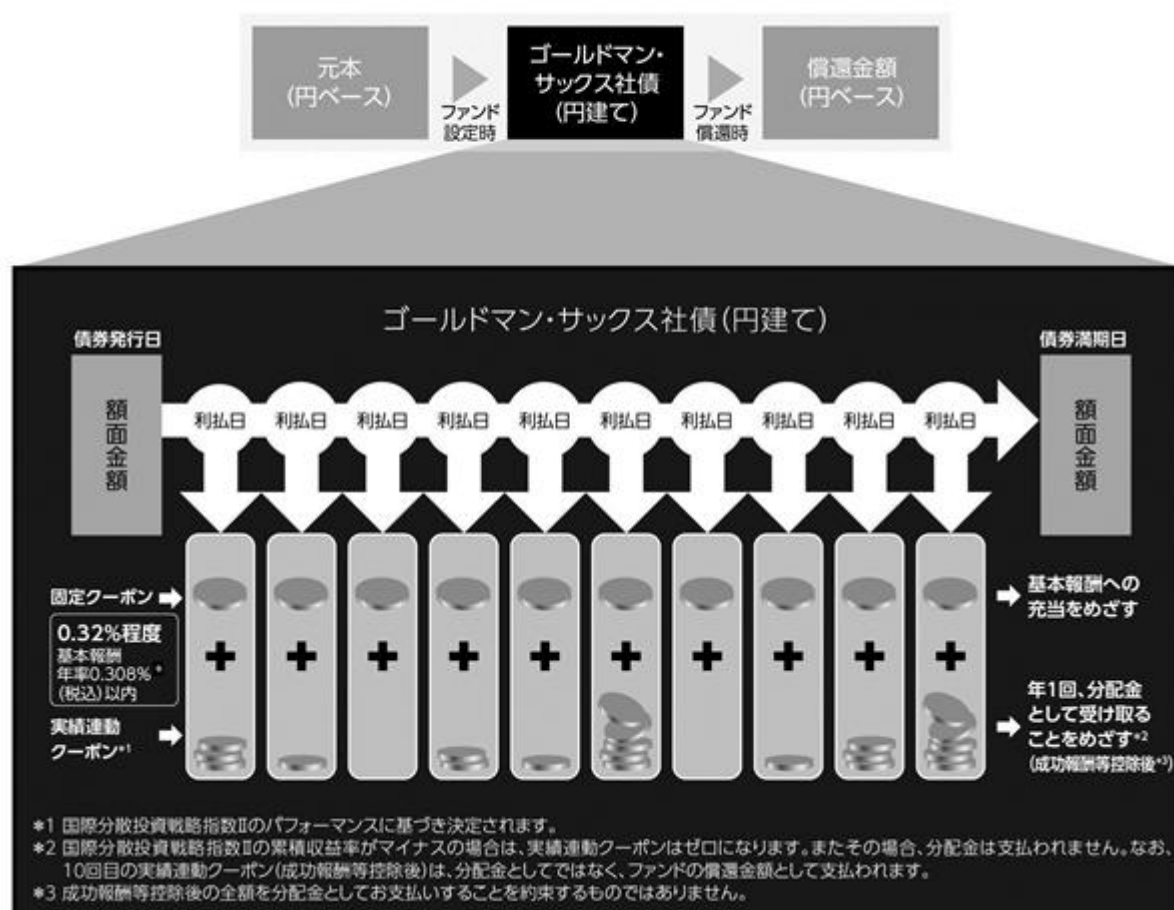
※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

運用プロセス

ファンドの設定

ゴールドマン・サックス社債(円建て)に投資し、原則として満期まで保有します。

1. 約10年後に円建てで元本確保をめざします。



満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

* 2025年9月10日現在は年率0.308%（税込）になります。

ゴールドマン・サックス社債には、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け 格付投資情報センター (R&I) 2025年6月末時点 格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。 発行体格付けを使用。 出所：R & I の情報をもとにアセットマネジメントOne 作成	世界有数の金融グループ ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。 総資産 約258兆4,859億円 2025年6月末時点 1米ドル=144.81円(2025年6月30日時点)で換算しています。 出所：ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成
--	---

2. 国際分散投資戦略指数Ⅱに基づくリターンの獲得をめざします。

国際分散投資戦略指数Ⅱの特徴

国際分散投資戦略指数Ⅱは、年金運用で実績のあるアセットマネジメントOne株式会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクが共同開発した独自の計量モデルに基づいて資産構成比率を決定します。あらかじめ提供された一定のルールに従い価格変動リスクが年率3%程度になることをめざして、指数計算機関(Solactive社)が機械的に算出します。国際分散投資戦略指数Ⅱは、株価指数先物と債券先物で構成されます。

株価指数先物	日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等
債券先物	日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等

月次

資産構成比率を、原則、月次で見直します。その際、国際分散投資戦略指数Ⅱを構成する資産の価格が何に影響を受けるのかという「変動要因」に着目します。

変動要因の比率を均等に配分



資産構成比率を決定

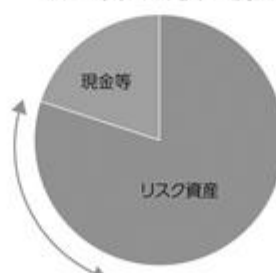


※変動要因は上記に限られるわけではありません。
※国・地域は予告なく変更となる場合があります。

日次

価格変動リスクが年率3%程度になるよう日次でチェックし、必要に応じてリスク資産の比率を調整します。

リスク資産の比率を調整



※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

※上記は国際分散投資戦略指数Ⅱをご理解いただくためのイメージ図です。

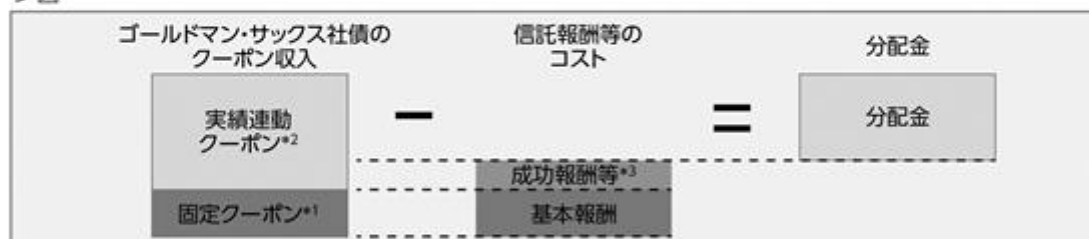
※構成比率の合計は100%を超える場合があります。

3. 年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

当ファンドの分配金のイメージ

- ◆分配金は、国際分散投資戦略指数Ⅱのパフォーマンスに基づき決定されます。
- ◆分配金はおおむね実績連動クーポンから成功報酬等を差し引いた額になります*¹。実績連動クーポンは、国際分散投資戦略指数Ⅱ*²のパフォーマンスをもとに計算されます。
- *¹ただし差し引後の全額を分配金としてお支払することを約束するものではありません。
- *²国際分散投資戦略指数Ⅱは、各先物の構成比率とそれぞれの収益率を合成して算出されます。この指数は、戦略控除率（年率1.5%）、複製コスト等が控除されます。

イメージ図



- *¹固定クーポンは、毎期一定水準（0.32%程度）が支払われます。
- *²実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数Ⅱの1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準*に決定します。国際分散投資戦略指数Ⅱの累積収益率がマイナスの場合は実績連動クーポンはゼロになります。その場合、分配金は支払われません。
- *連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。
- *³成功報酬のほか、その他の費用等が含まれます。成功報酬は実績連動クーポンの11.0%（税込）となります。
- ※上記は、当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

実績連動クーポンの算出イメージ

- ◆実績連動クーポンは、運用開始基準日（2022年6月1日）以来の国際分散投資戦略指数Ⅱの1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準に決定します。
- ◆国際分散投資戦略指数Ⅱの累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロになります。その場合、分配金は支払われません。

実績連動クーポンの算出例

$$\text{実績連動クーポン} = \frac{\text{国際分散投資戦略指数Ⅱの累積収益率}}{\text{経過年数}} \times \text{連動率*}$$

- *連動率は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。なお、連動率はファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。



単年の収益率がマイナスでも、累積収益率がプラスの場合は実績連動クーポンが発生します。累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロになります。

※上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

※図中の算出式は、連動率が100%となった場合を表しています。

※お客さまにわかりやすく説明するために作成したものであり、実際とは異なります。

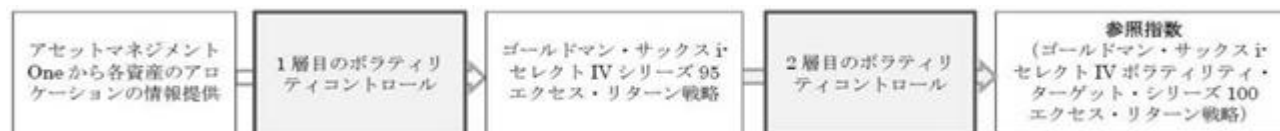
※成功報酬や税金等のコスト控除前の値です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

組入債券の実績連動クーポンは国際分散投資戦略を指数化した値に基づき計算されます。

国際分散投資戦略指数 とは『ゴールドマン・サックスi-セレクトIVボラティリティ・ターゲット・シリーズ100エクセス・リターン戦略』（以下、参照戦略）です。

参照戦略は、アセットマネジメントOne株式会社が情報提供を行ったアロケーションに対して、2層のボラティリティコントロールを付与し、算出されます。



以下の戦略概要およびリスク要因は、ゴールドマン・サックスより提供を受けた資料（以下、「本書」という場合があります。）に基づき掲載しております。

なお、国際分散投資戦略を算出するプラットフォームはゴールドマン・サックスが提供いたしますが、その指数の算出にあたって組み入れる資産の選択・構成・配分の判断・決定は、アセットマネジメントOne株式会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクが共同開発した独自の計量モデルに基づいて行います。ゴールドマン・サックスは、かかる組入資産の選択・構成・配分の判断・決定に関与せず、したがって国際分散投資戦略の運用（すなわちファンドの運用）についてゴールドマン・サックスは何らの裁量権・責任も有しておりません。

参照戦略の概要

1. 参照戦略の概要

ゴールドマン・サックスi-セレクトIVボラティリティ・ターゲット・シリーズ100エクセス・リターン戦略（以下、「参照戦略」といいます。）は、戦略スポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下、「戦略スポンサー」といいます。）が開発した、一定のルールに基づき指数化された戦略です。参照戦略は、ゴールドマン・サックスi-セレクトIVシリーズ95エクセス・リターン戦略（以下、「裏付戦略」といいます。）のボラティリティを一定水準に調整するため、裏付戦略と現金資産とから構成され、ボラティリティ調整によってその配分割合が日次でリバランスされます。

ボラティリティ調整により、過去12か月間の裏付戦略の実現ボラティリティが3%を上回る場合には現金資産に対する配分割合が高められ、実現ボラティリティが3%を下回る場合には裏付戦略に対する配分割合が高められます。裏付戦略に対する配分割合の上限は100%です。

参照戦略は、当初はSolactive A.G.により計算・公表されますが、戦略スポンサーが事後的に選任する者により行われる場合があります（以下、「戦略計算代理人」といいます。）。戦略スポンサーは、戦略計算代理人が参照戦略の価値の公表を継続することを確保する義務を負わず、戦略計算代理人は公表を中止する可能性があります。

2. 費用及び戦略控除金額の控除による参照戦略価値への影響

参照戦略の価値の算出にあたっては、裏付戦略に相当する資産に対して実際の投資を行ったものと仮定した場合に投資家が負担することになる取引費用に相当する費用が控除され、参照戦

略の価値は、当該控除の分、随時減少します。控除される費用相当額は、裏付戦略について予め定められた費用率に基づき計算されるため、実際に裏付戦略に相当する資産への投資を行った場合の費用よりも高くなる場合も低くなる場合もあります。したがって、投資家にとって、裏付戦略に相当する資産に実際の投資を行うよりも不利益となることがあります。

参照戦略において控除される費用は、ボラティリティ調整のために配分割合が変更される場合に、参照戦略に関する取引を構築又は解消する費用を反映するものです。

なお、戦略スポンサーは、一定の条件に従い、各構成資産に関連する取引費用が増減したと判断する場合には、当該費用率を変更する権利を有します。

更に、参照戦略からは戦略控除金額（年率1.5%）が日次で控除されます。それにより、参照戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。

3. 裏付戦略の概略

裏付戦略は、戦略スポンサーが開発した、一定のルールに基づき指数化された戦略です。

裏付戦略は、本書作成日において15種類の資産から構成されています（以下、それぞれの資産を個別に「構成資産」といい、総称して「バスケット」といいます。）。裏付戦略は、各構成資産に対する投資成果の超過リターン（現金資産から得られるリターンを超過する部分のリターンをいい、各構成資産のスポンサー（いずれもゴールドマン・サックス・インターナショナルを指します。）によって決定されます。）を基に算出されています。

各構成資産の構成比率は、当初一定の比率（以下「当初構成資産構成比率」といいます。）が割り当てられますが、その後は、アセットマネジメントOne株式会社により指定される構成比率に応じて定期的にリバランス（以下「バスケット・リバランス」といいます。）されます。バスケット・リバランスは、各構成資産について指定される最小構成資産比率及び最大構成資産比率の範囲内において行われるほか、裏付戦略規定において規定される一定の制約に服します。

また、構成資産の構成比率は、日次ボラティリティ調整によって調整されます。ボラティリティ調整により、過去約3か月間の裏付戦略の実現ボラティリティが3%から乖離する場合には、一定の算式に従って、各構成資産の構成比率が調整されます。なお、各構成資産の構成比率の合計は、100%を上限とします。

裏付戦略の価値は、バスケット・リバランスによって決定され、日次ボラティリティ調整により調整された各構成資産の構成比率に基づき、各構成資産の価値を加重平均することによって算出されます。

裏付戦略に関し、戦略スポンサーは、裏付戦略規定において規定される例外的な状況において行使されるものを除き、一切の裁量権を有していません。また、裏付戦略に関して、一切の受託者責任を負うものではなく、当該例外的な状況において裁量権を行使する場合でも、いかなる第三者の利益についても考慮することを要しません。

裏付戦略は日本円建てであり、日本円建てではない各構成資産に関しては、為替レートの変動による当該構成資産の価値への影響を減殺することを目的とする内部シミュレーション通貨ヘッジ機能を有しています。

4. 費用及び経費の控除が裏付戦略に与える影響

裏付戦略の価値の算出にあたっては、各構成資産に相当する資産に対して実際の投資を行ったものと仮定した場合に投資家が負担することになる取引費用及び管理費用に相当する費用が控除され、裏付戦略の価値は、当該控除の分、随時減少します。控除される費用相当額は、各構成資産について予め定められた費用率に基づき計算されるため、実際に構成資産に相当する資産への投資を行った場合の費用よりも高くなる場合も低くなる場合もあります。したがって、裏付戦略の投資家にとって、当該構成資産に対して実際の投資を行うよりも不利益となることがあります。

裏付戦略において控除される費用には以下の種類があります。

- ・資産管理費用：バスケットを構成する構成資産に相当する資産を保有するために要する費用を反映します。資産管理費用は、日次でバスケットの価値から随時控除（場合によって加算）される金額です。
- ・バスケット・リバランス費用：構成資産の構成比率に変更が生じる場合に、当該構成資産を購入又は売却するための費用を反映します。バスケット・リバランス費用は、日次でバスケットの価値から控除されます。
- ・裏付戦略リバランス費用：日次ボラティリティ調整によってバスケットの構成比率に変更が生じた場合に、構成資産に関する取引を構築又は解約するコストを合成的に反映します。裏付戦略リバランス費用は、各裏付戦略リバランスにおいて裏付戦略価値から控除されます。裏付戦略リバランス費用は、(i)関連する裏付戦略リバランス日におけるバスケット構成比率の変更、及び(ii)バスケット内部での構成資産数量のリバランスの合成的な費用に関係します。

なお、戦略スポンサーは、一定の条件と制約に従い、構成資産に関する取引に要する費用が増減したと判断した場合には、上記費用率を変更する権利を有します。

5. 混乱事由

戦略スポンサー又はその関連会社は、裏付戦略に対するエクスポージャーを提供するために、構成資産に関するヘッジ取引を行うことができます。当該ヘッジ取引に悪影響を及ぼす事由が生じた場合には、戦略スポンサーは、裏付戦略の条件の調整、影響を受けた構成資産の入れ替え、又はバランスの延期を含む一定の措置を講じる場合があります。

A. 構成資産混乱事由

(1) 構成資産のスポンサー又は構成資産に承継が生じた場合

(a)ある構成資産につき、当該構成資産のスポンサーによる計算又は公表が中止された場合であっても、戦略スポンサーが許容する承継スポンサーにより計算又は公表がなされているとき（かかる構成資産を以下、「承継構成資産」といいます。）は、当該承継構成資産は構成資産として引き続き存続するものとします。

(b)ある構成資産が、当該構成資産と同一又は実質的に類似の数式及び方法による計算を用いる承継構成資産に代替されたと戦略スポンサーが判断した場合には、当該承継構成資産が構成資産とみなされます。

(2) 構成資産に重大な変更又は計算若しくは公表の中止等が生じた場合

ある構成資産又はその構成要素について以下のいずれかの事由が発生した場合、戦略スポンサーは、一定期間内に、その裁量により、代替となる構成資産を選択するか、当該構成資産の構成比率をゼロとするか、当該構成資産について何らの措置も講じないかを決定します。

(a)算出方法について重大な変更が行われ、又は構成資産若しくはその構成要素についてその他の重大な修正を行うことが公表された場合

(b)構成資産のスポンサーにより、承継構成資産なしに永続的に取り消され、存在なくなり、若しくは取引不可能となった場合

(c)連続する一定期間において構成資産のスポンサーによる計算又は公表が行われなかった場合

(3) 構成資産に関連するヘッジ取引に悪影響がある場合

ある構成資産又はその構成要素に関して以下のいずれかの事由が発生した場合、戦略スポンサーは、その裁量において当該構成資産を代替構成資産と入れ替え、又は、当該構成資産の価値をゼロとみなすことができます。

(a)適用法令に基づき戦略スポンサー又はその関係会社によるヘッジ取引が違法となる場合

(b)一定期間、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由その他の混乱事由（いずれも以下に定義します。）の影響を受けている場合

(c)戦略スポンサーが当該構成資産に関するデータライセンスを保有しなくなった場合

B. ヘッジ混乱事由、不可抗力事由及びその他の混乱事由

(1) 裏付戦略に関して、以下のいずれかの事由が発生した場合、戦略計算代理人は、裏付戦略の算出手法に関する調整（但し、裏付戦略の価値を算出するのに必要な限度に限ります。）、バスケット・リバランスの延期、又は裏付戦略の価値の公表の延期をすることができます。

(a) 市場環境に起因する事情により、商業的に合理的な努力を尽くしても戦略スポンサー又はその関連会社が裏付戦略に関するヘッジ取引の構築又は解消ができなくなった旨を戦略スポンサーが判断した場合（「ヘッジ混乱事由」といいます。）

(b) 災害、武力紛争、テロ行為その他の外在的な事情により、戦略スポンサー又は関連会社が行う裏付戦略に関するヘッジ取引に対して重大な悪影響があると戦略スポンサーが判断した場合（「不可抗力事由」といいます。）

(c) 「その他の混乱事由」とは、構成資産又はその構成要素に関して、以下のいずれかの事由が発生した場合をいいます。

(i) 構成資産の参照水準が予定通りに入手できない場合

(ii) 構成要素の参照水準が明らかに不正確である場合

(iii) 構成要素に関連する先物取引市場において一定の価格制限が適用された場合

(iv) 構成資産混乱事由が発生した場合

(v) 為替レートについて為替レート混乱事由が発生した場合

(2) 「為替レート混乱事由」とは、裏付戦略又は構成資産若しくはその構成要素に関連する外貨又は為替レートにつき、以下のいずれかの事由が発生したことを意味します。

(a) 為替レートが複数に分断された場合

(b) いずれかの法域において、外貨を円貨に交換することが一般的に不可能となる事由が発生した場合

(c) 国際送金が一般的に不可能となる事由が発生した場合

(d) 関連する政府機関の借入金につき期限の利益喪失事由その他類似の事由が発生した場合

(e) 戦略スポンサー又はその関係会社のいずれかが、関連する通貨の為替レートを取得することが合理的な手段を用いても不可能である場合

(f) いずれかの法域において、戦略スポンサー又はその関係会社の構成資産に相当する資産の全て又は実質的にすべての資産を没収又は国有化その他の行為が発生した場合

(g) 適用のある通貨が存在しなくなり、新しい通貨と入れ替わった場合

6. 指標等の修正

構成資産又はその構成要素の参照水準の計算に用いられる指標等（構成資産又はその構成要素に係る為替レートを含みます。）が合理的な期間内に修正された場合には、戦略計算代理人は、当該修正に応じて、裏付戦略の価値の算出のために適切な措置を講じることができます。

7. 裏付戦略手法の変更

戦略計算代理人は、裏付戦略価値の計算及び決定について、裏付戦略規定の規定に従います。但し、戦略スポンサーは、その裁量により、市場、法令、規制、裁判、金融、会計、その他の状況に鑑み必要であると判断する場合には、裏付戦略の価値を計算するために使用する第三者情報源に変更を加えることができます。

リスク要因

[参照戦略特有のリスク要因]

参照戦略への投資は、ダイリューションの対象となる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があること

参照ボラティリティがボラティリティ目標を超過した場合、参照戦略は希薄化の対象になる可能性があります。参照戦略に連動する商品の投資家は、裏付戦略の価値の上昇による利益を全面的に享受することができない可能性があります。希薄化とは、投資による利益又は損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価額が減少した場合にボラティリティ及び損失のリスクが減少し、当該投資の価額が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資家は、参照戦略の裏付戦略の価額の増減により、参照戦略に連動した投資商品に関して、参照戦略の裏付戦略の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティ及び戦略リスク

参照戦略は、裏付戦略に対する名目的なボラティリティが制御されたエクスポージャーを提供することを目的とするボラティリティ調整機能を有しています。これは、所定のボラティリティ目標3%に関して、約12か月間のルックバック期間に実現した構成資産のボラティリティの実績に基づき、定期的に裏付戦略に対する参照戦略のエクスポージャーを増減することにより達成されます。裏付戦略について実現したボラティリティの増加は、参照戦略の当該裏付戦略に対するエクスポージャーを減少させる可能性があり、その逆もあり得えます。将来実現する裏付戦略のボラティリティは、過去において実現した当該裏付戦略のボラティリティとは異なる可能性があり、このことから、過去に実現したボラティリティではなく、将来に実現したボラティリティに基づいて計算した場合には、裏付戦略構成比率と参照戦略の実績が異なる可能性があります。

[裏付戦略特有のリスク要因]

利益相反

以下の利益相反のリストは、完全なリストではなく、また、裏付戦略に関係する全ての利益相反関係の説明するものではありません。

ゴールドマン・サックス・グループの役割の概観

ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に関連して多様な役割を担います。

- (i) ゴールドマン・サックス・インターナショナルが裏付戦略の裏付戦略計算代理人である場合、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略計算代理人の資格において、裏付戦略価額を計算し、これを公表し、また、裏付戦略スポンサーの資格において、当該裏付戦略に関する一定の決定を随時行う責任を負います。
- (ii) 裏付戦略は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが開発したアルゴリズムに基づき、設計・運営されます。とりわけ、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、パラメータを設定し、各裏付戦略を運営します。以下に定める限られた場合を除き、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、各裏付戦略の運営に関していかなる裁量も行使せず、また当該裏付戦略に関していかなる受託者責任も有していません。ゴールドマン・サックス・インターナショナルがその裁量を行行使し得る場合は、「混乱事由及びその結果」、「裏付戦略のメソドロジーの変更」及び「費用及び経費等の控除が及ぼす裏付戦略価額への影響」において定める状況を含み、これらに限られません。
- (iii) ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳細するとおり、裏付戦略の裏付戦略価額や構成資産に有利又は不利な影響を及ぼす可能性のある市場活動全般に従事しています。
- (iv) ゴールドマン・サックス・グループの会社は、裏付戦略の一又は複数の構成資産のスポンサー及び/又は計算代理人である可能性があり、その資格において、当該裏付戦略の裏付戦略価額に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有しています。

潜在的な利益相反

ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその債務を履行しますが、同社グループが履行する裏付戦略に関連する役割と同社グループの利益が相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけその他の事業において、裏付戦略、裏付戦略に連動した商品、構成資産又はその構成要素、及び/または構成資産又はその構成要素が参照し、又は構成資産又はその構成要素に連動する投資商品について、現物の又は経済的その他の利益を有する取引を締結する可能性があり、自ら適切とみなす一定の措置を講じ、又はその他の行為を行う可能性があります。以下の行為を含む、これらの行為により、当該裏付戦略の裏付戦略価額の水準が不利な影響を受ける可能性があります。

- (i) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品、その構成資産、構成資産若しくはその構成要素が参照する投資商品若しくは構成資産若しくはその構成要素に連動する投資商品及びその他数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの行為は、裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があり、さらに当該裏付戦略に連動する投資商品からのリターン及びその価額に影響を及ぼす可能性があります。

- (ii) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、これに連動する投資商品、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産が参照し若しくは構成資産に連動する投資商品に関係する情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、当該裏付戦略に連動する商品を手入れし又は締結する者の利益のため、当該情報を利用する義務を負うものではありません。
- (iii) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の取引活動は、裏付戦略に連動する商品を手入れする投資家の利益と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、これらの取引活動に関して多額の利益を受領し、当該裏付戦略に参照される投資商品の価額が減少する可能性があります、以下を含むものとします。
- (a) ゴールドマン・サックス・グループ及びその他の当事者は、裏付戦略その他類似する戦略、構成資産若しくはその構成要素を参照する追加的な有価証券を発行又は引受ける可能性があります、また、（裏付戦略その他類似の戦略、構成資産若しくはその構成要素が参照する）その他の金融商品若しくはデリバティブ商品、又は、投資商品を取引する可能性があります。これらの有価証券又は投資商品への投資及び取引量の増加により、裏付戦略の運用成績に不利な影響を及ぼす可能性があります、また当該裏付戦略の裏付戦略価額に影響を及ぼすことがあり、よって当該裏付戦略に連動する商品の満期における支払金額及び当該商品の満期前の価額に影響を及ぼす可能性があります。これらの有価証券又は投資商品は、裏付戦略に連動する商品と競合する可能性もあります。このように競合する商品を市場に提供することで、ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品の市場価額及び当該商品の満期（又はその他の支払日）における支払金額に不利益な影響を及ぼす可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの有価証券、その他類似の金融商品若しくは投資の発行体、代理人若しくは引受人として行為する場合、これらの有価証券又は投資商品に関する同グループの利益は、裏付戦略に連動する商品の保有者の利益とは逆方向になる可能性があります。
- (b) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、これに連動する商品、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産により参照され、又は連動する投資商品に対するエクスポージャーを、関連会社又は第三者との間でヘッジすることを選択できますが、その義務を負うものではありません。当該関連会社又は第三者は、同様に、直接又は間接に、一部又はすべてのエクスポージャーをヘッジ（先物およびオプション市場で行われる取引を通じて行われるヘッジを含みます。）する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループがエクスポージャーをヘッジすることを選択した場合、裏付戦略に連動する商品、構成資産若しくはその構成要素、構成資産若しくはその構成要素が参照する商品若しくは構成資産若しくはその構成要素に連動する投資商品、又はその他の商品を、当該裏付戦略を参照する投資商品のために当該裏付戦略の価額が算出される日以前に、購入又は売却することによって、当該ヘッジを調整又は解消することができます。ゴールドマン・サックス・グループはまた、裏付戦略又は構成資産若しくはその構成要素に連動するその他の商品に関連するヘッジ取引を締結、調整又は解消することができます。当該ヘッジ取引のすべては、裏付戦略の裏付戦略価額、並びに当該裏付戦略に連動するすべての商品に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (c) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の取引活動が、裏付戦略に連動する商品
を入手する投資家の利益と相反する場合があります。例えば、上記で述べたように、ゴ
ールドマン・サックス・グループは、自己の債務（もしあれば）をその関連会社又は第三者
との間でヘッジすることを選択できます。ゴールドマン・サックス・グループは、これら
の取引活動により多額の利益を受領し、他方で当該裏付戦略を参照する投資商品の価額は
減額する可能性があります。
- (d) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、構成資産若しくはその構成要素及び/
又は構成資産若しくはその構成要素が参照する又は構成資産若しくはその構成要素に連動
する投資商品に連動する一又は複数の商品に関して、自己勘定のための取引、自らが資産
運用を行うその他の勘定のための取引、顧客のためのファシリテーション取引（ブロック
取引を含みます。）を行う可能性があります。これらの取引の過程において、これらの活
動のいずれも、直接又は間接に、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産若しくは
その構成要素が参照する投資商品又は構成資産若しくはその構成要素に連動するその他の
投資商品の水準に影響を及ぼすことで当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす
可能性があり、よって当該裏付戦略に連動する商品の市場価値及び当該商品の満期におけ
る支払額にも影響を及ぼす可能性があります。
- (iv) 裏付戦略の運営者又はスポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルは、表
題「混乱事由及びその結果」、「裏付戦略のメソドロジーの変更」、及び「費用及び経費等の控
除が及ぼす裏付戦略価額への影響」において定める状況を含み、これらに限られない特定の状況
下において、裏付戦略及びこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う裁量を有してい
ます。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略に連動する商品（ゴールドマ
ン・サックス・グループの関連会社により発行された商品を含みます。）の満期又は期限前償還
時における現金による支払金額を算出するためにこれらの裁量を行行使することができます。ゴ
ールドマン・サックス・インターナショナルによるこれらの裁量の行使は、当該裏付戦略の裏付戦
略価額及び当該裏付戦略に連動する当該商品の価額に不利益な影響を及ぼす可能性があります。
裏付戦略のメソドロジーを変更する裏付戦略スポンサーによる裁量の行使は、裏付戦略及び/
又はその構成資産若しくは当該構成資産が参照し又は当該構成資産に連動する一又は複数の商品に関
する、裏付戦略スポンサーによる自己勘定のための取引、資産運用を行うその他の勘定のための
取引、顧客のためのファシリテーション取引に関して多額の利益をもたらす可能性があります。
- (v) 裏付戦略の一又は複数の構成資産の運営者又はスポンサーとして、ゴールドマン・サックス・グ
ループの関連会社は、当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす決定（一又は複数の構
成資産の価額の公表の中断を含み、これに限られません。）をする裁量を有する可能性があります。
ゴールドマン・サックス・グループの関連会社は、裏付戦略又はこれに連動する商品の投資
家に配慮せずに当該裁量を行行使します。
- (vi) ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、裏付戦略又は一若しくは複数の構成資産
と類似又は同一のコンセプトを有するその他の指数を設定し公表する可能性があります。しかし
ながら、裏付戦略補足書に定める構成資産の参照水準のみが、当該裏付戦略の計算に使用される
価格水準です。従って、公表された指数が、いかなる投資家によっても、構成資産の価格水準と
して扱われることはありません（但し、裏付戦略スポンサー又は裏付戦略計算代理人が、上記に
定めるとおり、構成資産の価格水準として扱うことを決定した場合を除きます。）。

(vii) ゴールドマン・サックス・グループは、（例えば、裏付戦略に関連する構成資産に関して）当該裏付戦略に連動する商品への投資と矛盾する調査を公表し、意見を表明し、又は推奨を提供する可能性があり、それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見又は推奨は、投資家が関連する構成資産を購入又は保有することについて推奨又は推奨しない可能性があり、当該裏付戦略又は当該裏付戦略に連動する商品の価額及び/又は運用成績に影響を及ぼす可能性があります。

裏付戦略はアクティブ・マネージド型であること

裏付戦略の構成資産に対する構成資産数量は、リバランス条件に従い、裏付戦略リバランス代理人によりバスケット・リバランスに基づき指定されます。当該バスケット・リバランスが、裏付戦略の運用成績を向上させる保証又は確実性はありません。裏付戦略リバランス代理人が、構成資産の構成資産数量に変更を加えないことを選択し、又は、リバランス条件を充足する構成資産数量の変更の提案がされない場合、構成資産数量は変更せずに存続します。

バスケット・リバランスが裏付戦略のパフォーマンスを向上させる保証はありません。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、又はこれらの者の関連会社のいずれも、裏付戦略リバランス代理人の選択した構成資産数量又は裏付戦略のパフォーマンスについて、責任を負うものではありません。裏付戦略スポンサー又は裏付戦略計算代理人のいずれも、提案されたバスケット・リバランスが裏付戦略の投資家にとって最善の利益となるか否かについて評価する権限を持つものではなく、それを行うものでもありません。

さらに、リバランス条件は、裏付戦略リバランス代理人が、市場、政治、金融等の要因を考慮して適切と考える迅速性、頻度又は程度において裏付戦略の構成資産の構成資産数量をリバランスすることを妨げる可能性があります。その結果、裏付戦略の投資家は、自ら構成資産に投資し、又はより少ない制限のマネージド型商品へ投資する投資家よりも多くの又は少ないリスクが伴う可能性があります。リバランス条件は、裏付戦略の裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、及び裏付戦略リバランス代理人の間で、当該裏付戦略の設定日に合意されます。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人又は裏付戦略リバランス代理人のいずれも、他の当事者の同意なしに、一切のリバランス条件を変更する権限を有していません。

裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人若しくは裏付戦略リバランス代理人又はこれらの各関連会社のいずれも、裏付戦略について、順調な運用成績又は、マネージド型であるか否かを問わず、他の指数又は戦略よりも高い運用成績を達成できる旨の明示的又は黙示的な表明を行うものではありません。

裏付戦略の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない可能性があること

裏付戦略の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。裏付戦略は、過去の特定の資産の運用成績に基づくものであり、過去の所定の期間のデータを利用して市場の傾向を捉えることを目的としています。しかしながら、裏付戦略の将来における実際の運用成績は、裏付戦略の過去の運用成績とほとんど関連性がない可能性があります。

裏付戦略への投資は、レバレッジの影響を受ける可能性があり、それは当該投資のリスクを増大させる可能性があること

裏付戦略のその構成資産に対する絶対的な全体のエクスポージャーは、レバレッジが作用している可能性があります。本件に関して、レバレッジとは、裏付戦略が、構成資産における有利又は不利な変化に対して増大されたエクスポージャーを持ち、買い持ち構成資産の価値の減少と売り持ち構成資産の価値の増加の両方が発生した場合にボラティリティ及び損失リスクが拡大することを意味します。

裏付戦略への投資は、希薄化の対象になる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があること

裏付戦略はダイリューションの対象になる可能性があり、裏付戦略に連動する商品の投資家は、バスケット又は構成資産の価値が（エクスポージャーがロングであるかショートであるかにより）上昇又は減少することによる利益を全面的に享受することができない可能性があります。希薄化とは、投資による利益又は損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価値が減少した場合にボラティリティ及び損失のリスクが減少し、当該投資の価値が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資家は、バスケット又は構成資産の価額の増減により、裏付戦略に連動した投資商品に関して、バスケット又は構成資産の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティ及び裏付戦略リスク

日次ボラティリティ調整機能は、構成資産に対して、ボラティリティが制御された名目的なエクスポージャーを提供することを目的としています。これは、ボラティリティ目標に関連する参照ボラティリティ（該当する裏付戦略補足書に定めます。）に基づき、定期的に構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを増減し、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増減することにより達成されます。ボラティリティ目標は、固定の数値、あるいは、所定の数式に基づき計算される変数（この場合、ボラティリティ目標は時間とともに変動するものとします。）のいずれかになります。ボラティリティ目標の減少は、構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを減少させ、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増加させます。

日次ボラティリティ調整機能の適用がある場合、バスケット価額が上昇し、同時に参照ボラティリティがボラティリティ目標を超過する期間について、日次ボラティリティ調整機能が適用されない類似の裏付戦略と比較して裏付戦略の運用成績の低下が観測される可能性があります。当該市場環境の例は、ボラティリティが高い期間の後の、バスケット価値の急激な回復となります。日次ボラティリティ調整機能は、裏付戦略に連動するオプションに基づく支払のための改善された参加の観点及び裏付戦略の運用成績の観点の双方において、短期の投資に向けて設計されたものではありません。

裏付戦略の運用成績データは、当該裏付戦略の設定日以降についてのみ存在します。裏付戦略の過去の運用成績データは限定的である可能性があること

裏付戦略は、関連する裏付戦略設定日以降についてのみ計算され、従ってそれ以前の運用成績データは存在しません。加えて、特定の構成資産に関する過去の運用成績データは限定的である可能性があります。その結果として、そのリターンが裏付戦略又は当該構成資産に連動する投資商品には、過去の実績

が立証されている指数又は戦略に連動したエクスポージャーと比べて大きなリスクを伴う可能性があります。

裏付戦略が、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由の対象となる可能性があること

裏付戦略に関して、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由が発生又は存続している場合、裏付戦略計算代理人は、当該裏付戦略に関する一定の調整を行うものとし、それらは、裏付戦略価額を計算するためのメソドロジー及び関連する情報源の調整、関連するリバランスの延期又は裏付戦略価額の公表の中断を含みます。裏付戦略計算代理人が、メソドロジー及び関連する情報源の調整を行い、又は関連するリバランスを延期した場合、裏付戦略価額は、当該ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由が発生していなかった場合とは異なるものとなり、予測不能に変動し、下落する可能性があります。

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2022-05（以下「当ファンド」）は、アセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」）の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」と総称）との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。指数計算機関（Solactive社）または参照戦略スポンサー（ゴールドマン・サックス・インターナショナル）およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数 に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型 追加型	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

単位型	当初、募集された資金が1つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型 (条件付運用型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・ 属性区分表

投資対象資産 （ 実際の組入資 産 ）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	あり () なし	ブルベア型
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米 欧州		条件付運用型
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		ロング・ショート 型 / 絶対収益追求 型
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		その他 ()
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

債券・社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

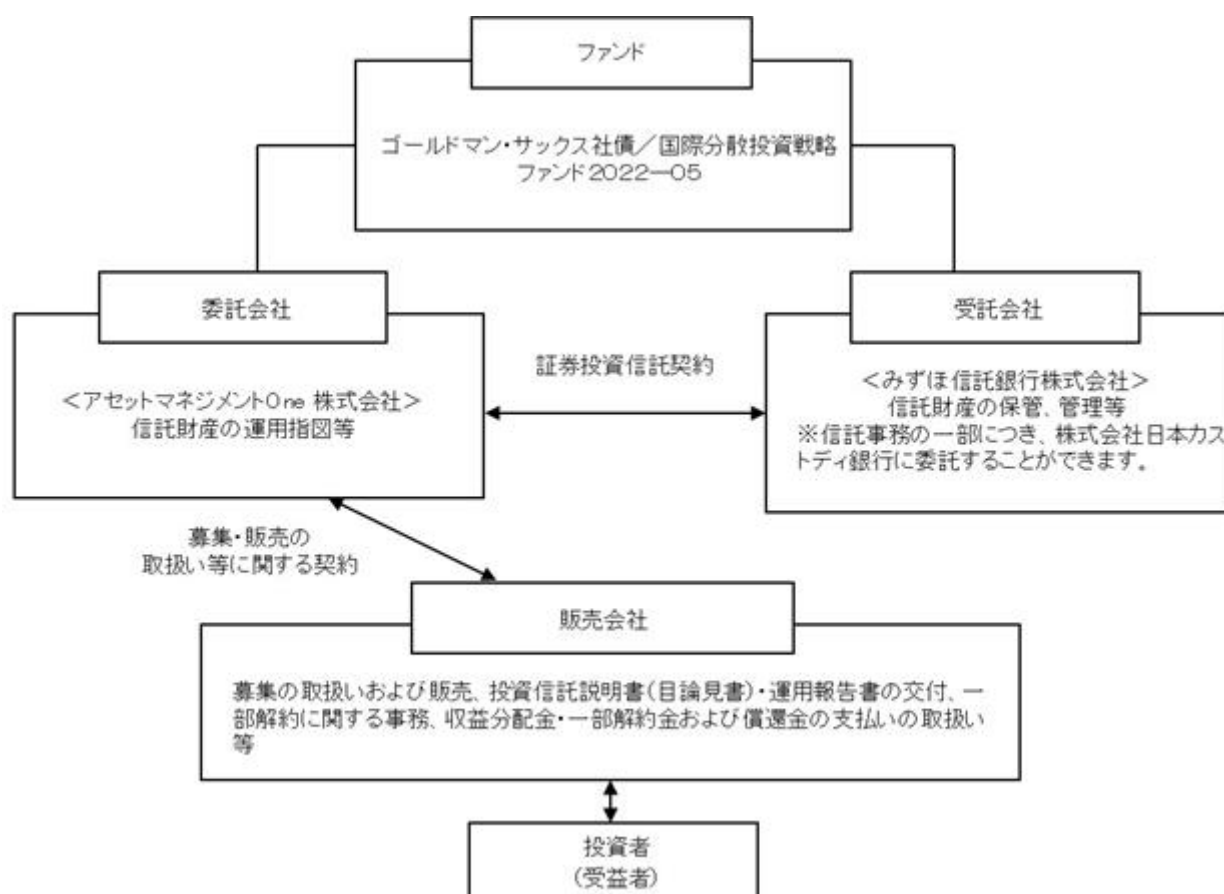
（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2022年5月31日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年6月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年6月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券を主要投資対象とします。

<投資態度>

ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券^{*1}（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資^{*2}し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

- *3 ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。
- *4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

ファンドは国際分散投資戦略指数 の収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- ・国際分散投資戦略指数 は、アセットマネジメントOne株式会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクが共同開発した独自の計量モデルに基づき算出されます。
- ・国際分散投資戦略指数 は、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）で構成されます。
- ・国際分散投資戦略指数 は目標リスク水準を年率3%程度とします。
- ・ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。
- ・固定クーポンは、每期一定水準支払われます。
- ・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の国際分散投資戦略指数 の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準^{*6}に決定します。

*5 運用開始基準日は2022年6月1日です。

*6 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等^{*7}を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

*7 信託報酬（成功報酬を含む）およびその他の費用等です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第14条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りま。

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲等（約款第15条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、15.で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

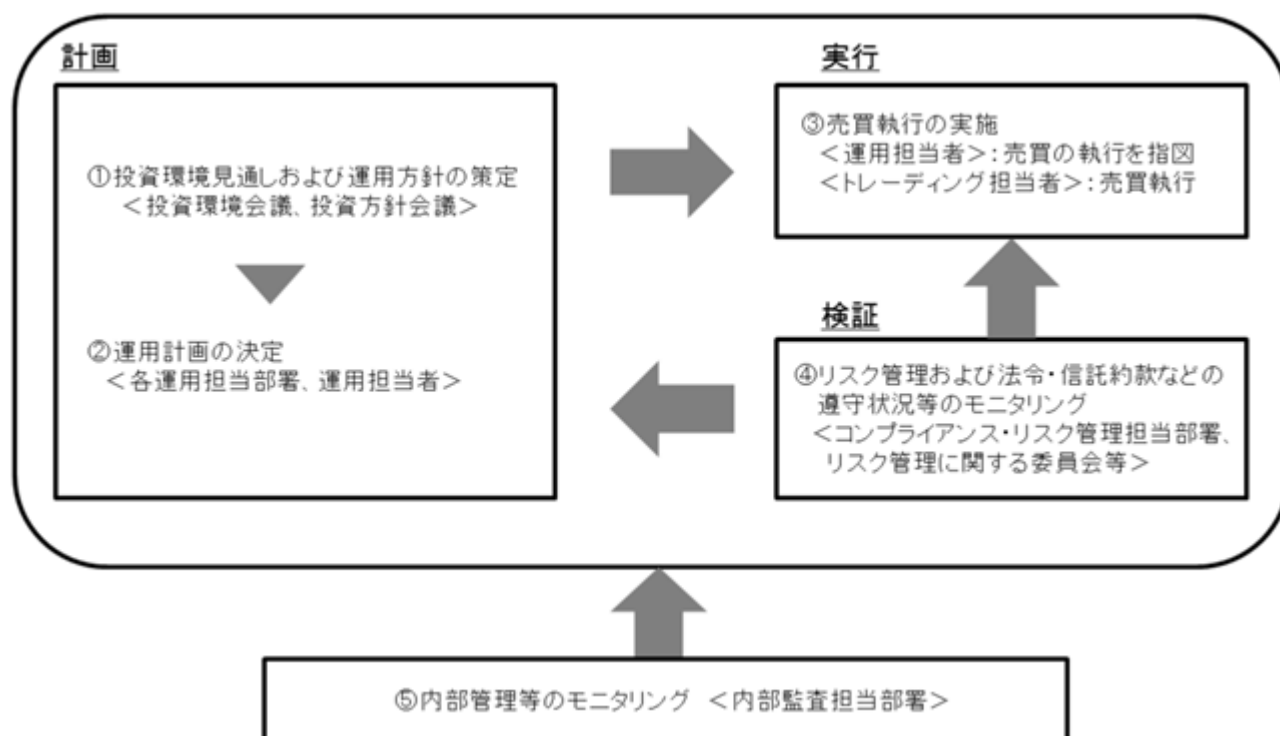
運用の指図範囲等（約款第15条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）。ただし、第1計算期末は2023年6月12日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- (1) 信託期間中の収益分配は、(2)に掲げる収益分配可能額の範囲内で、上記 収益分配方針にしたがって行います。
- (2) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、約款第40条、第41条第1項および第3項の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の1.2.に掲げる額とします。
 1. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 2. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

株式への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行う

こととします。ただし、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第18条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引な

らびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、もしくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類似する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第24条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲（約款第27条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 4) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○ 価格変動リスク

市場金利の変化、ゴールドマン・サックスの信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、国際分散投資戦略指数の収益率の低下は、当ファンドが投資する円建債券の価格、ひいては基準価額の下落要因となります。

< 債券 >

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する円建債券は、国際分散投資戦略指数の収益率に基づき每期クーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合や国際分散投資戦略指数の収益率が低下することにより今後のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

< 国際分散投資戦略指数 >

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・国際分散投資戦略指数は内外の株価指数先物および債券先物により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。
- ・国際分散投資戦略指数については、内外の株価指数先物・債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する可能性があります。
- ・国際分散投資戦略指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。

○信用リスク

投資する債券の発行体または保証体の経営不安・倒産等の発生は、基準価額が著しく下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資するゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル発行の円建債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

○銘柄集中リスク

特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。

ファンドは特定の債券（単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

○流動性リスク

市場混乱や投資する債券の発行体等の信用状況の著しい悪化等により流動性が著しく低下し、売却価格が想定される価格と乖離した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する円建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

○早期償還リスク

投資する債券が債務不履行・早期償還等となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

< 投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合 >

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合（ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。）
4. 承継発行体（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクもしくはその完全子会社に限られます。）が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則（Council Regulation (EC) No. 1346/2000）上の「主たる利益の中心」（"centre of main interest"）を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

***基準価額の推移(イメージ)**

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①国内金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③国際分散投資戦略指数Ⅱのパフォーマンス下落

< その他の留意点 >

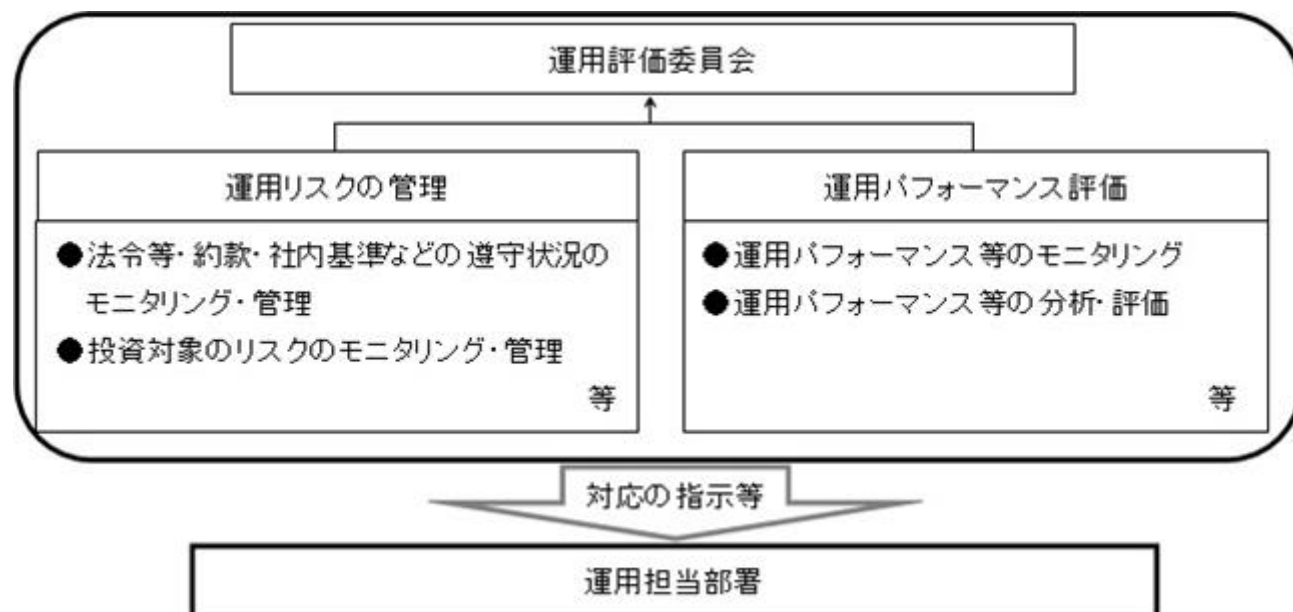
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）)を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、国際分散投資戦略指数 に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 国際分散投資戦略指数 に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。
- 注意事項
 - ・当ファンドは、社債などの値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

受益権1口当たり1円に1.65%（税抜1.50%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は以下の 基本報酬額に 成功報酬額を加えて得た額とします。

基本報酬額

ファンドの日々の元本総額に対して年率0.308%（税抜0.28%）以内^{*1}

基本報酬＝運用期間中の元本×基本報酬率

基本報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末、信託契約の一部解約または信託終了のときに、基本報酬にかかる消費税および地方税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額とともに信託財産から支払われます。

*1 2025年9月10日現在は年率0.308%（税抜0.28%）になります。

配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.08%以内 ^{*2}	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.17%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

*2 2025年9月10日現在は年率0.08%（税抜）になります。

成功報酬額

委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。

ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して11.0%（税抜10.0%）を乗じた額を原則として利金支払日^{*}の2営業日前（ただし2027年、2032年は原則として利金支払日の1営業日前）に計上（ファンドの基準価額に反映）し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

* 利金支払日：2023年以降の毎年6月3日（ただし、東京の銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当した場合は、翌営業日）

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

・ 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・ その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2023年12月末までの少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	534,288,760	99.66
内 ケイマン諸島	534,288,760	99.66
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,824,852	0.34
純資産総額	536,113,612	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	10y Notes on GS i-Select IV Volatility Target S100 06/03/2032 ケイマン諸島	社債券	586,100,000	100.00 586,100,000	91.16 534,288,760	- 2032/6/3	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率（％）
社債券	99.66
合計	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（2025年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）

第1計算期間末 (2023年6月12日)	592	592	0.9485	0.9485
第2計算期間末 (2024年6月10日)	573	573	0.9401	0.9401
第3計算期間末 (2025年6月10日)	534	534	0.9105	0.9105
2024年6月末日	564	-	0.9394	-
7月末日	561	-	0.9352	-
8月末日	562	-	0.9370	-
9月末日	564	-	0.9449	-
10月末日	562	-	0.9424	-
11月末日	558	-	0.9349	-
12月末日	555	-	0.9303	-
2025年1月末日	552	-	0.9254	-
2月末日	544	-	0.9123	-
3月末日	530	-	0.9029	-
4月末日	534	-	0.9096	-
5月末日	535	-	0.9111	-
6月末日	536	-	0.9128	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.2
第2計算期間	0.9
第3計算期間	3.1

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	635,756,994	11,189,533
第2計算期間	0	14,956,385
第3計算期間	0	22,308,327

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドの取得の申込みは、申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

受益権1口当たり1円とします。

・お申込手数料

受益権1口当たり1円に1.65% (税抜1.50%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位とします。

・払込期日

取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

発行価額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、

スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所、香港先物取引所のいずれかの休業日または、5月1日、12月24日に該当する日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口以上1口単位で各販売会社が定める単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
公社債等	計算日 における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2022年5月31日（設定日）から原則として2032年6月10日までです。

下記(5)その他イ．償還規定の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

- 計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2023年6月12日までとします。
- 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ．償還規定

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、国際分散投資戦略指数 に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合、および上記b.の場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間に於いて存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL <https://www.am-one.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

- ・委託会社は、2023年以降の毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。
- （URL <https://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年6月11日から2025年6月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2022-05】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年6月10日現在	第3期 2025年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,352,724	2,671,981
社債券	571,685,750	532,999,340
流動資産合計	574,038,474	535,671,321
資産合計	574,038,474	535,671,321
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	99,538	96,657
未払委託者報酬	829,249	805,334
その他未払費用	11,925	11,565
流動負債合計	940,712	913,556
負債合計	940,712	913,556
純資産の部		
元本等		
元本	609,611,076	587,302,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,513,314	52,544,984
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	573,097,762	534,757,765
純資産合計	573,097,762	534,757,765
負債純資産合計	574,038,474	535,671,321

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年6月13日 至 2024年6月10日	第3期 自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
営業収益		
受取利息	1,941,908	1,878,563
有価証券売買等損益	5,417,650	17,871,790
その他収益	181,210	172,696
営業収益合計	3,294,532	15,820,531
営業費用		
支払利息	192	-
受託者報酬	204,064	196,734
委託者報酬	1,700,382	1,639,090
その他費用	24,003	23,285
営業費用合計	1,928,641	1,859,109
営業利益又は営業損失（　）	5,223,173	17,679,640
経常利益又は経常損失（　）	5,223,173	17,679,640
当期純利益又は当期純損失（　）	5,223,173	17,679,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（　）	32,136,044	36,513,314
剰余金増加額又は欠損金減少額	845,903	1,647,970
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	845,903	1,647,970
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（　）	36,513,314	52,544,984

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第3期
	自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期	第3期
	2024年6月10日現在	2025年6月10日現在
1. 設定年月日	2022年5月31日	2022年5月31日
設定元本額	635,756,994円	635,756,994円
期首元本額	624,567,461円	609,611,076円
元本残存率	95.88%	92.37%
2. 受益権の総数	609,611,076口	587,302,749口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,513,314円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は52,544,984円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期	第3期
	自 2023年6月13日 至 2024年6月10日	自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用等控除後の配当等収益が194,477円であり、純資産総額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益194,477円（1万口当たり3.19円）を分配対象収益としておりますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用等控除後の配当等収益が192,150円であり、純資産総額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益192,150円（1万口当たり3.27円）を分配対象収益としておりますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	第3期
	自 2023年6月13日 至 2024年6月10日	自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年6月10日現在	第3期 2025年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年6月10日現在	第3期 2025年6月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	4,641,650	16,286,410
合計	4,641,650	16,286,410

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期 2024年6月10日現在	第3期 2025年6月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9401円 (9,401円)	0.9105円 (9,105円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
社債券	10y Notes on G S i - S e l e c t I V V o l a t i l i t y T a r g e t S 1 0 0 0 6 / 0 3 / 2 0 3 2	586,100,000	532,999,340	
社債券 合計		586,100,000	532,999,340	
合計			532,999,340	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年6月30日現在

資産総額	536,213,978円
負債総額	100,366円
純資産総額（ - ）	536,113,612円
発行済数量	587,302,749口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9128円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2025年6月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2025年6月30日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,504,644,752,971
追加型株式投資信託	754	17,708,575,403,598
単位型公社債投資信託	19	29,052,578,727
単位型株式投資信託	186	948,888,889,429
合計	985	20,191,161,624,725

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	1	899	1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		-
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		-	2	6
特別利益計		-		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	3	231		-
関係会社清算損		-		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		510		435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1） 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2） 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3） 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）****1．有形固定資産の減価償却累計額**

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）**1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。**

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
受取配当金	895	438

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
ソフトウェア	-	6

3．減損損失**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）**第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）****1．発行済株式の種類及び総数に関する事項**

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総 額（百万 円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券	0	0	-
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	41,183	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,143	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（1）現金・預金	40,201	-	-	-
（2）有価証券	0	-	-	-
（3）金銭の信託	31,340	-	-	-
（4）未収委託者報酬	19,595	-	-	-
（5）未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
（6）投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	-	28,143	-	28,143
（2）投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）有価証券	-	0	-	0
（2）金銭の信託	-	31,340	-	31,340
（3）投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44 %	0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	-	3.56 %
税率変更による影響	-	0.18 %
その他	0.14 %	0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業上 の 関係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
朝日信用金庫	(1) 18,806	日本において信用金庫業務を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

（ 1 ）出資の総額

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 信託契約の一部解約事務
- (3) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (5) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2024年9月10日	有価証券報告書
2025年3月10日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2022-05の2024年6月11日から2025年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2022-05の2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。